

長野県告示第448号

長野県佐久建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年8月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量

2 作業期間

令和4年7月5日から令和5年3月10日まで

3 作業地域

佐久市、南佐久郡小海町、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、北佐久郡立科町

建設政策課

長野県告示第449号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県松本建設事務所において縦覧に供します。

令和4年8月15日

長野県知事 阿部 守一

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和4年8月15日

3 廃川敷地等の位置

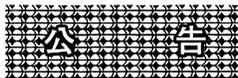
松本市村井町南四丁目1379番1地先から塩尻市大字広市丘吉田字欠サシ3番5地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 3,072.55平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

**公告**

県営辰野竜東地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和4年8月15日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

2 工事の着手年月日

平成25年9月9日

3 工事の完了年月日

令和3年11月2日

農地整備課

公告

県営千人塚地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和4年8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事の着手年月日
平成30年9月19日
- 3 工事の完了年月日
令和4年3月15日

農地整備課

公告

県営宮の前地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和4年8月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成29年11月25日
- 3 工事の完了年月日
令和4年6月14日

農地整備課

公告

安曇野市明科川西土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年8月15日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

理事

新任

氏名	住所
堀内 伸一	安曇野市明科七貴7389番地
堀内 秀夫	安曇野市明科七貴7382番地
遠藤 由久	安曇野市明科南陸郷1083番地
塩原 住男	安曇野市明科南陸郷1927番地1

重任

氏名	住所
北條 英明	安曇野市明科七貴9305番地
山崎 正博	安曇野市明科七貴10778番地
遠藤 宏一	安曇野市明科南陸郷896番地
松枝 功	安曇野市明科南陸郷3126番地1

退任

氏名	住所
堀内 一善	安曇野市明科七貴7281番地
堀内 嘉雄	安曇野市明科七貴7295番地2
遠藤 久	安曇野市明科南陸郷880番地
平林 博	安曇野市明科南陸郷1996番地

監事

新任

氏名	住所
關 裕保	安曇野市明科南陸郷817番地

重任

氏名 住所
 赤羽利夫 安曇野市明科七貴10782番地1
 野口志郎 安曇野市明科南陸郷3427番地

農地整備課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。
 令和4年8月15日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

名称 事業所の所在地 指定年月日
 エムズプラミング 上田市古里32番地10 令和4年8月4日

水道事業課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。
 令和4年8月15日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
施設警備業務（1級）	令和4年11月26日（土）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (4) 施設警備業務の管理に関すること。 (5) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	(1) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (2) 施設警備業務の管理に関すること。 (3) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

- (ア) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

- (イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。
- (エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和4年9月20日(火)から令和4年9月21日(水)まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和4年10月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、次に掲げる書類

(ア) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し

(イ) (ア)の合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面(1級検定受検資格認定書)

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(16,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課